



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 0 6 号 令和 3 年 1 2 月 2 4 日発行

目 次

は県例規集登載

【 条 例 】

番 号	表 題	担当課名
4 6	知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例	人事課
4 7	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課
4 8	徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例	未来創生政策課
4 9	徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	次世代育成・青少年課
5 0	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
5 1	都市計画法施行条例の一部を改正する条例	都市計画課
5 2	徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例	出納局会計課
5 3	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	公安委員会

【 規 則 】

番 号	表 題	担当課名
5 5	徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則	次世代育成・青少年課
5 6	都市計画法施行細則の一部を改正する規則	都市計画課
5 7	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	出納局会計課

【公布された条例等のあらまし】

- 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）
 - 一 給料月額について、令和四年四月から令和五年三月までの間、知事にあつては百分の二十五を、副知事にあつては百分の十を、常勤の監査委員にあつては百分の五を、企業局長にあつては百分の五を減じた額とすることとした。
 - 二 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- 徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第四十七号）
 - 一 自動車税の環境性能割について、電子情報処理組織を使用して納税申告書の提出を行う場合には、証紙に代えて、環境性能割額に相当する現金を納付しなければならぬこととした。
 - 二 自動車税の種別割について、電子情報処理組織を使用して自動車の新規登録の申請を行い、併せて納税申告書の提出を行う場合における徴収の方法の特例を定めることとした。
 - 三 その他所要の改正を行うこととした。
 - 四 この条例は、令和四年一月四日から施行することとした。ただし、三の一部については、同月一日から施行することとした。
- 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例（条例第四十八号）
 - 一 徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例は、廃止することとした。
 - 二 この条例は、令和三年十二月二十二日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。
- 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十九号）
 - 一 徳島県青少年センターの位置を徳島市寺島本町西一丁目に変更することとした。
 - 二 徳島県青少年センターに新たに設ける施設の利用料金の基準額を定めることとした。
 - 三 その他所要の改正を行うこととした。
 - 四 この条例は、令和四年一月一日から施行することとした。
- 徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十号）
 - 一 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。
 - 二 その他所要の整備を行うこととした。
 - 三 この条例は、令和四年二月二十日から施行することとした。
- 都市計画法施行条例の一部を改正する条例（条例第五十一号）
 - 一 市街化調整区域における開発許可の立地基準について、災害危険区域等を除くとともに、市街化区域に隣接等をする土地の区域を知事が指定することとした。
 - 二 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について、災害危険区域等を除くこととした。
 - 三 この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。
- 徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）
 - 一 証紙による収入の方法により徴収する歳入のうち、納付する者の利便性及び事務処

理の効率性を勘案して規則で定める場合は、当該方法によらないことができることとした。

二 この条例は、令和四年一月四日から施行することとした。

● 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五十二号）

一 クロスボウの所持の許可及び当該許可の更新の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 クロスボウの取扱いに関する講習会の開催に係る手数料を定めることとした。

三 クロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

四 この条例は、令和四年三月十五日から施行することとした。

五 二について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 徳島県青少年センターの利用の許可の申請手続を改めることとした。

二 ビデオカメラ等の利用料金の基準額を定めることとした。

三 スポーツコート等の利用料金の收受の時期及び方法を定めることとした。

四 その他所要の整理を行うこととした。

五 この規則は、令和四年一月一日から施行することとした。

● 都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

一 市街化調整区域における開発許可の立地基準について、災害危険区域等から除外する土地の区域の基準を定めることとした。

二 市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準について、所要の整備を行うこととした。

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和四年四月一日から施行することとした。

五 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）

一 証紙による収入の方法により徴収する歳入のうち、当該方法によらないことができる場合を定めることとした。

二 次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。

1 クロスボウ講習会受講手数料

2 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

三 その他所要の整備を行うこととした。

四 この規則は、令和四年三月十五日から施行することとした。ただし、一については、同年一月四日から施行することとした。

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第四十六号

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「令和三年四月分から令和四年三月分まで」を「令和四年四月分から令和五年三月分まで」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十七号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二十九中「規則で定める通知書によつてあわせて」を「併せて」に改める。

第四十九条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「環境性能割の」を「前項の規定によるほか、環境性能割の」に、「には、前項」を「において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項の規定により環境性能割額を納付する場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第六十条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第五十三条の七中「次条」を「第五十三条の八」に改め、「又は報告書」を削り、「押印を」の下に「受けることにより、又は知事がやむを得ない事由がある」と認めるときに当該種別割額に相当する現金を納付して納税済印の押印を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第五十三条の七の二 種別割の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第七百四十七条の十三第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第九条の十六に規定する方

法により徴収するものとする。

第五十三条の十五第三項第二号ロ及び第五十三条の十六第三項第二号ロ中「証紙徴収の方法」の下に「又は第五十三条の七の二に規定する方法」を加える。

附 則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。ただし、第二十条の二十九の改正規定は、同月一日から施行する。

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十八号

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例を廃止する条例

徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成二十八年徳島県条例第六十九号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和三年十二月二十二日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 廃止前の徳島県控除対象特定非営利活動法人を定める条例本則の表に掲げる法人であつて、令和三年十二月二十二日前に徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）第二十条の七第二項の規定による寄附金を受け入れるものについては、なお従前の例による。

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十九号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十八年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて」を「併せて」に、「徳島町城内」を「寺島本町西二丁目」に改める。

第三条第一号中「体育室」を「スポーツコート」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第五条第一号中「第八号」を「第七号」に改める。

第六条第一項第一号中「第二水曜日及び」を削る。

第七条第一項ただし書及び同項の表を削る。

別表その一中「体育室等」を「スポーツコート等」に改め、同その一の表の部分を次のように改める。

区 分		単 位		基 準	
大会議室	スポーツコート	午前	午後	夜間	青少年以外の者
		三、九二〇円	五、二三〇円	四、七一〇円	
		七、八五〇円	一〇、四七〇円	九、四二〇円	
		七、二〇〇円	七、二〇〇円	七、二〇〇円	
		九、六〇〇円	九、六〇〇円	九、六〇〇円	
		八、六四〇円	八、六四〇円	八、六四〇円	

小会議室	午前	一、二〇〇円	二、四〇〇円		
	午後	一、六〇〇円		三、二〇〇円	
	夜間	一、四四〇円		二、八八〇円	
講師控室	午前	四七〇円	九四〇円	一、二五〇円	
	午後	六二〇円			一、一三〇円
	夜間	五六〇円			四、二九〇円
音楽室・ダンススタジオ	午前	二、一四〇円	五、七二〇円	五、一五〇円	
	午後	二、八六〇円			四、七一〇円
	夜間	二、五七〇円			三、五六〇円
和室	午前	一、七八〇円	四、一九〇円	一、一〇〇円	
	午後	二、三五〇円			四、二九〇円
	夜間	二、〇九〇円			三、二〇〇円
デジタルスタジオ	一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき	五五〇円			
調理台その他規則で定める設備及び用具				規則で定める額	

別表その一の表の備考第一項中「、第三項及び第四項」を「及び次項」に改め、同備考中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、同備考第五項中「及び前三項」を「及び前項」に、「又は前三項」を「又は同項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 大会議室の床面積の三分の一を利用する場合 三分の一
- 二 大会議室の床面積の三分の二を利用する場合 三分の二

別表その一の表の備考中第五項を第三項とし、同備考第六項中「午前九時から午後九時までの間において、」を削り、同項を同備考第四項とし、同備考第七項を削り、同備考第八項中「（インドア運動場にあつては、午後十一時）」を削り、同項を同備考第五項とし、同表その二中「につき三百十円」を「（一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。）につき三百十円」に改め、同表その三中「健康トレーニング室」を「フィットネスジム」に改め、同表その四を削る。

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「第三項」を「第五項」に改め、同項の1中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第二条第四項各号に掲げる措置のうち」及び「第三条の二第一項に規定する評価方法基準への適合を要件とする部分について同法」を削り、「その適合を証する書類」を「同法第六条の二第三項又は第四項の規定により住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨を記載した書面又は住宅性能評価書」に、「適合証」を「確認書等」に改め、同表の三十三の四の項中「伴う場合」の下に「及び同条第三項に規定する区分所有住宅の管理者等の選任のみに伴う場合」を加え、同項の2中「適合証」を「確認書等」に改め、同項の次に次のように加える。

三十三の四の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十八条第一項の規定に基づく住宅の容積率	十六万円
に関する特例の許可の申請に対する審査	

附 則

- 1 この条例は、令和四年二月二十日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に交付の申請がされた同条例による改正前の徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の三十三の二の項に規定する適合証は、この条例による改正後の徳島県県土整備関係手数料条例別表第一の三十三の二の項及び三十三の四の項に規定する確認書等とみなす。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第五十一号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号を次のように改める。

一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域（規則で定める基準に適合する土地の区域を除く。）以外の土地の区域
第六条第二号中「土地の区域」の下に「のうち、知事が指定する土地の区域」を加える。

第九条中「建築物は、」の下に「第六条第一号に掲げる土地の区域内における」を加え、同条第一号中「のうち建築物に係るもの」を「に準ずるものとして規則で定める基準」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の第六条第一号及び第二号並びに第九条の規定は、この条例の施行の日以後に申請がなされるものに係る許可について適用する。

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第五十二号

徳島県収入証紙条例の一部を改正する条例

徳島県収入証紙条例（昭和三十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、納付する者の利便性及び事務処理の効率性を勘案して規則で定める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十三号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十三の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同項の1中「基づく」の下に「猟銃又は空気銃の所持の」を加え、同項の2中「同時に他の同項」を「同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項」に改め、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、四千三百円）

別表第一の四十四の項中「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同表の四十七の項を次のように改める。

四十七 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定に基づく同法第四条第一項第一号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査

1 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の

更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の第三項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

2 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第七条の第三項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 七千二百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の第三項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

3 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の第三項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千八百円）

可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

4 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が県内において同時に同法第四条第一項第一号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第七条の三第一項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあつては、四千四百円）

別表第一の四十八の項の次に次のように加える。

四十八の二 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三の二第二項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催

- 1 現に銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会 三千円
- 2 その他の者に対する講習会 六千九百円

別表第一の五十一の五の項の次に次のように加える。

五十一の六 銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査

九千三百円（当該申請を行う者が県内において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円）

附 則

1 この条例は、令和四年三月十五日から施行する。

2 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号。以下「改正法」という。）附則第三条第一項の規定により改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第三条第三項の受講者に対する改正後の別表第一の四十八の二の項の規定の適用については、同項の1中「三千円」とあるのは、「六千九百円」とする。

徳島県規則第五十五号

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定により体育室等（条例別表その一の表区分の欄に掲げる施設及び同表その二の個室音楽室並びに別表第一その一の調理台及び卓球台A並びに同表その二の表区分の欄に掲げる用具をいう。以下同じ。）の利用の許可」を「許可（以下「利用の許可」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、フィットネスジム、卓球台若しくはロッカー又はビデオカメラ、パーソナルコンピュータ若しくは映像配信装置（以下「ビデオカメラ等」という。）に係る利用の許可を受けようとする者（デジタルスタジオと併せてビデオカメラ等に係る利用の許可を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

第二条第二項中「次の各号に掲げる体育室等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日」を「利用しようとする日（その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日）の前日から起算して六月前（青少年以外の者が利用しようとする場合にあつては、五月前）の日の属する月の初日」に改め、同項各号を削る。

第三条中「条例第八条第一項の規定による」及び「（以下「利用の許可」という。）」を削る。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

その一 設備

区 分	単 位	基 準 額	
		青 少 年	青少年以外の者
調理台	一台一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。）につき	二〇〇円	四一〇円
卓球台	一台一人一時間につき	一〇〇円	二〇〇円

ロッカー	一個一回につき	三〇円
------	---------	-----

その二 用具

区分	単位	基準額	
		青少年	青少年以外の者
ピアノ	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
プロジェクター	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
スクリーン	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
マイク	デジタルスタジオ以外の施設において利用する場合	八三〇円	一、六七〇円
		二七〇円	五五〇円
ディスプレイ	デジタルスタジオにおいて利用する場合	四七〇円	九四〇円
		一五〇円	三二〇円
ブルーレイディスクプレイヤー	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
ラジオカセットレコーダー	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
ポータブルスピーカー	一台一回につき	一五〇円	三二〇円

フットサル用ゴール	一組一回につき	七六〇円	一、五二〇円
バスケットボール用ゴール	一組一回につき	七六〇円	一、五二〇円
ビデオカメラ	一台一時間につき	一五〇円	三二〇円
パーソナルコンピュータ	一台一時間につき	一〇〇円	二〇〇円
映像配信装置	一式一時間につき	一五〇円	三二〇円
その他知事が別に定める用具	一台一回等につき	知事が別に定める額	

備考 その二の表において、「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。

別表第二（第五条関係）

区 分	利用料金の収受の時期及び方法
スポーツコート、大会議室、小会議室、講師控室、音楽室・ダンススタジオ、和室、デジタルスタジオ及び個室音楽室、調理台並びに別表第一その二の表区分の欄に掲げる用具（ビデオカメラ等にあつては、デジタルスタジオと併せて利用の許可を受けた場合に限る。）の利用料金	利用の許可書を交付する際、現金により収受する。
フィットネスジム、卓球台及びビデオカメラ等（デジタルスタジオと併せて利用の許可を受けた場合を除く。）の利用料金	利用券を交付する際、現金により収受する。
ロッカーの利用料金	利用の開始の際、現金により収受する。

別表第三を削る。

様式第一号及び様式第二号中「第5条第3項」を「第5条第2項」と改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

徳島県規則第五十六号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年徳島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の一条を加える。

（条例第六条第一号の規則で定める基準）

第十九条の二 条例第六条第一号の規則で定める基準は、別表第一の二の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる要件のいずれかに該当することとする。

第二十条の次に次の一条を加える。

（条例第九条第一号の規則で定める基準）

第二十条の二 条例第九条第一号の規則で定める基準については、前条及び別表第二に定める基準の例による。この場合において、同表の上欄中「開発行為」とあるのは「目的に係る建築物」と、同表の下欄中「開発区域」とあるのは「建築物の敷地」と、同表の条例第八条第五号に規定する開発行為（一戸建ての住宅に係るものを除く。）の項の六中「開発行為」とあるのは「予定建築物の新築、改築又は用途の変更」とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

区分	要件
一 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域	1 政令第二十九条の九各号に掲げる土地の区域に該当しなくなることが決定していること又は短期間のうちに該当しなくなることが事実と見込まれること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。
二 政令第二十九条の九第四号に掲げる土地の区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害	1 土砂災害が発生するおそれがある場合において、土砂災害防止法第八条第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。 2 1に掲げる要件に該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。

防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「土砂災害防止法」という。）第九條第一項の土砂災害特別警戒区域を除く。	三 政令第二十九條の九第六号に掲げる土地の区域
	1 水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二條第二号、第五條第二号及び第八條第二号に規定する浸水した場合に想定される水深（以下「浸水した場合に想定される水深」という。）が、三メートル未満であること。 2 浸水した場合に想定される水深等から算出した水位のうち、最も高い水位より高い位置に床面の高さがある居室を有する建築物を建築しようとすること。 3 洪水、雨水出水（水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二條第一項に規定する雨水出水をいう。）又は高潮による浸水が想定される場合において、同法第十五條第一項第二号の避難施設その他の避難場所への確実な避難が可能であると市町長に認められること。 4 2及び3に掲げる要件のいずれかに該当する場合と同等以上の安全性が確保されること。

別表第二の條例第八條第三号に規定する開發行為の項の下欄に次のように加える。

六 開發区域が、條例第六條第二号の知事が指定する土地の区域内であること。

様式第二号中	風致地区 災害危険区域 地すべり防止区域 砂防指定地	を	風致地区 災害危険区域等	に改め、
---------------	---	----------	-------------------------	-------------

同様式の備考２中「こと」を「こと。また、「災害危険区域等」の括弧内には、自然災害により災害が生ずるおそれがあると認められるものとして指定を受けている区域の名称を記載すること」に改める。

附 則

- １ この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- ２ この規則の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における改正後の別表第一の二の三の項１の規定の適用については、同項中「第二条第二号」とあるのは、「第二条第四号」とする。
- ３ 知事は、この規則の施行後五年を経過した場合において、この規則による改正後の別表第一の二の三の項１の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

徳島県規則第五十七号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（証紙による収入の方法によらない場合）

第二条の二 条例第二条ただし書の規則で定める場合は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項又は徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年徳島県条例第二十三号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して申請、届出その他の手続をしようとする者が、当該手続に係る使用料又は手数料を納付する場合とする。

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百八十五号及び第四百八十六号中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲等又は刀剣類の所持許可申請手数料」に改め、同項第四百八十七号及び第四百八十八号中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改め、同項第四百八十九号及び第四百八十九号の二を次のように改める。

四百八十九 猟銃等又はクロスボウの所持許可更新申請手数料

四百八十九の二 銃砲等又は刀剣類の所持許可認知機能検査手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十号の次に次の一号を加える。

四百九十の二 クロスボウ講習会受講手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十三号の十二を第四百九十三号の十三とし、第四百九十三号の六から第四百九十三号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第四百九十三号の五の次に次の一号を加える。

四百九十三の六 クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料

附 則

この規則は、令和四年三月十五日から施行する。ただし、第二条の次に一条を加える改正規定は、同年一月四日から施行する。